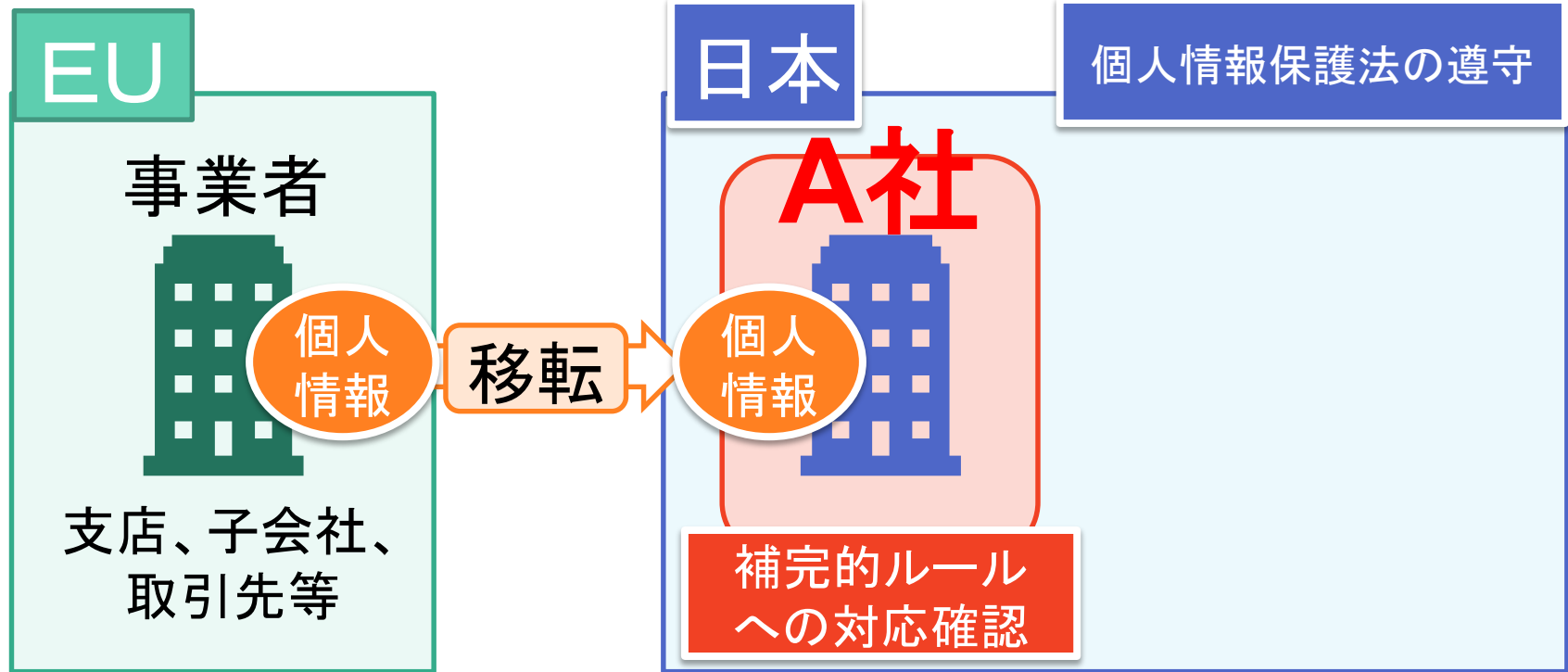
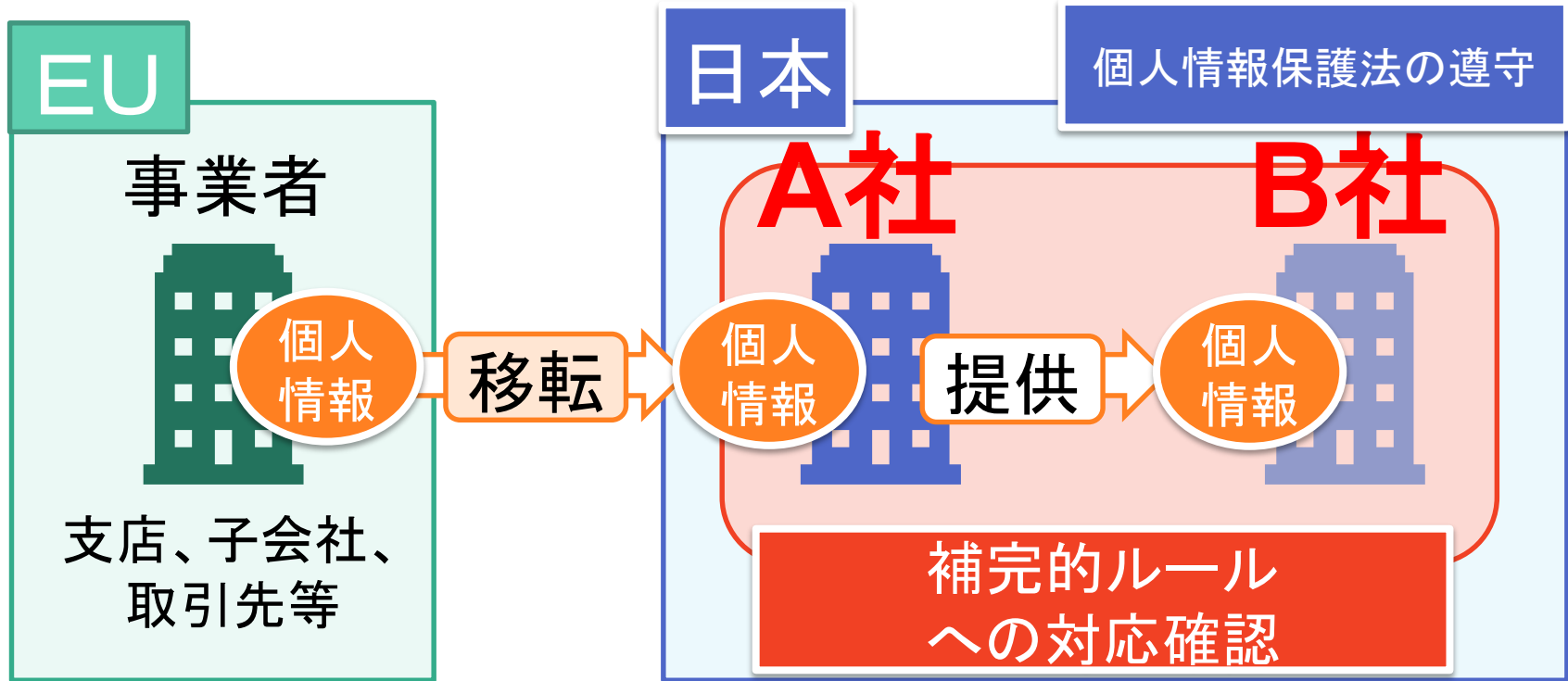


審査で補完的ルールへの対応状況を確認する事業者(1)



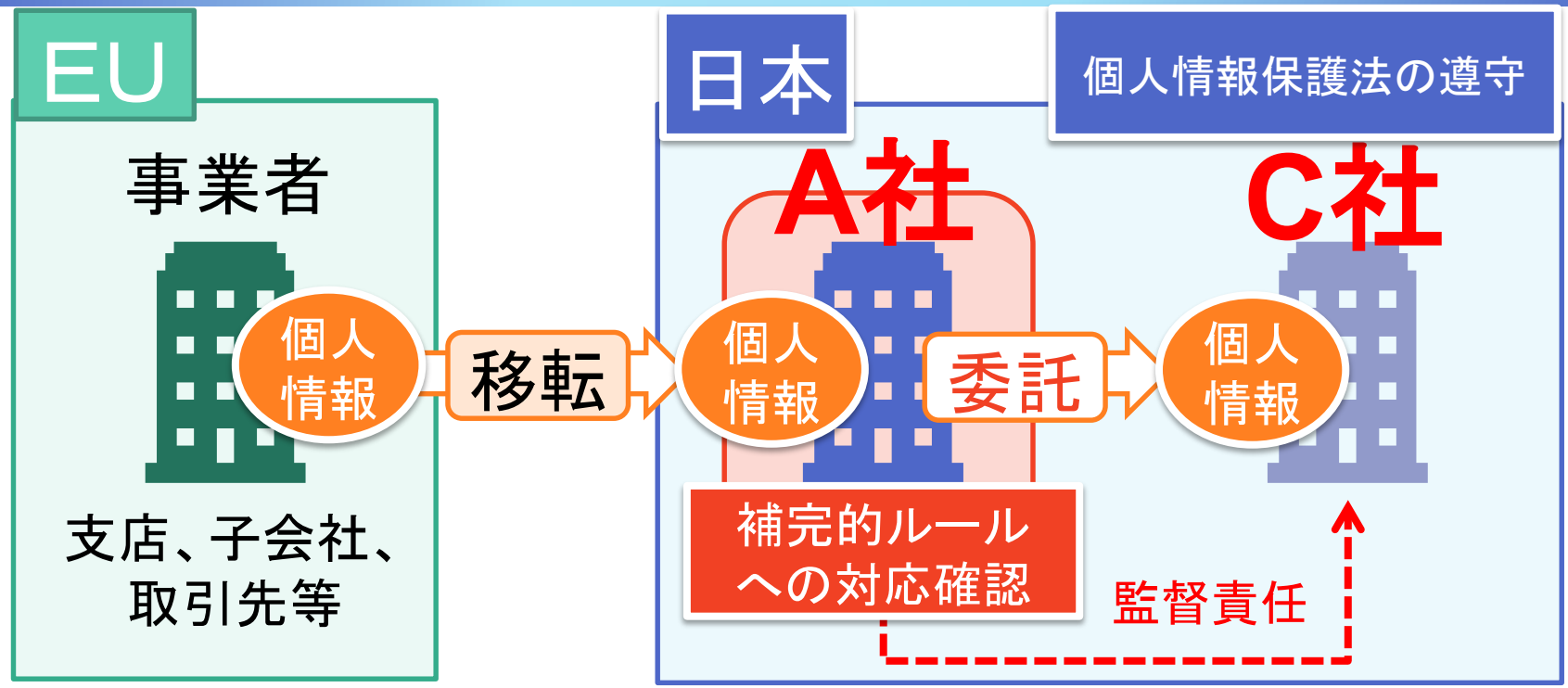
日本国内事業者のA社が、EU域内の事業者（自社の子会社や支店を含む）から、十分性認定に基づき個人情報の移転（第三者提供・委託・事業承継等）を受けている場合、A社のPマーク審査では補完的ルールへの対応状況を確認します。

審査で補完的ルールへの対応状況を確認する事業者(2)



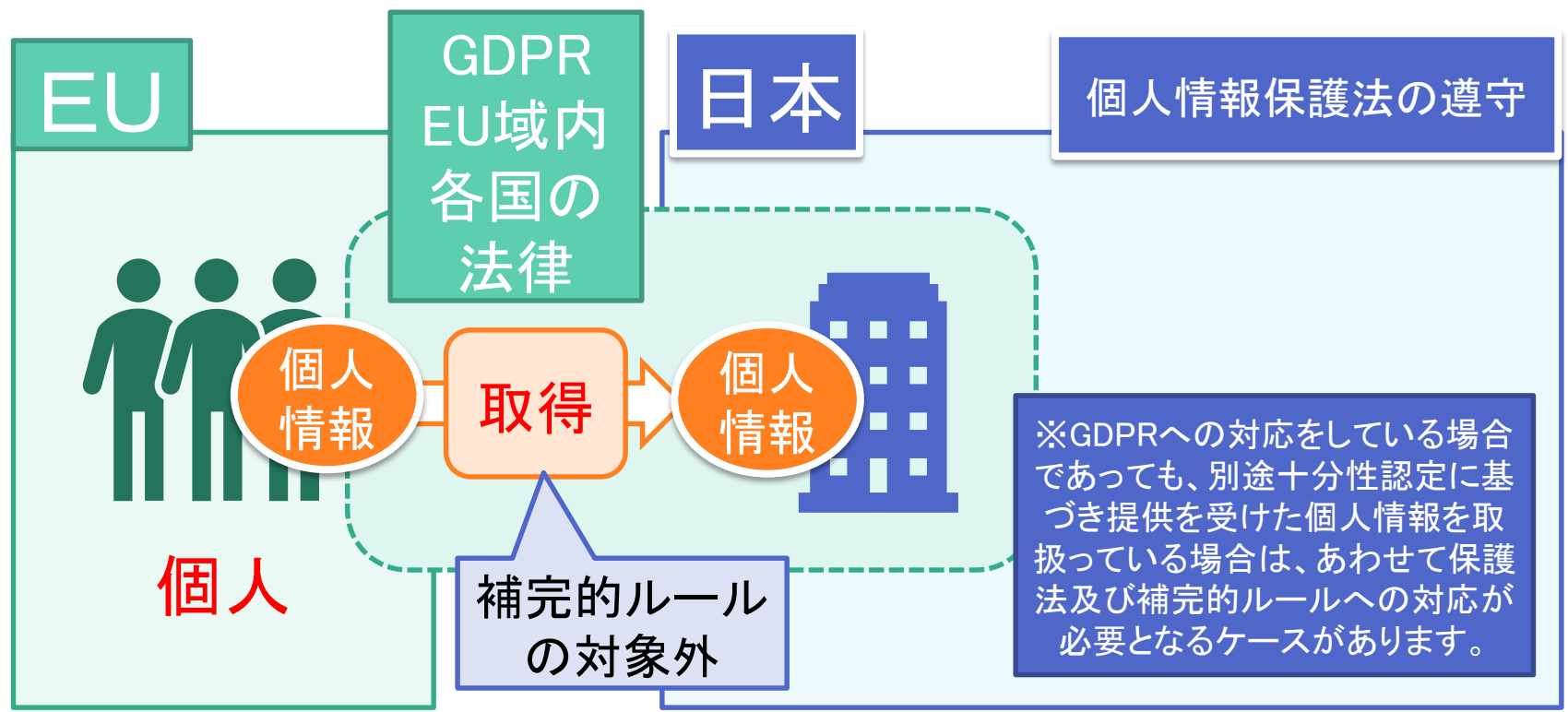
(1)のA社が、EU域内の事業者から十分性認定に基づき移転(第三者提供・委託・事業承継等)を受けた個人情報を、B社に提供した場合、B社のPマーク審査でも補完的ルールへの対応状況を確認します。

審査で補完的ルールへの対応状況を確認しない事業者(1)



(1)のA社が、EU域内の事業者から十分性認定に基づき移転(第三者提供・委託・事業承継等)を受けた個人情報を、C社に委託した場合、A社のPマーク審査では補完的ルールの対応状況を確認しますが、C社の審査では原則、確認しません。ただし、いずれの審査でも個人情報の委託の対応状況を確認します。

(参考)EU域内の個人から直接個人情報を取得する場合



十分性認定に基づく個人情報の移転ではなく、EU域内の個人から個人情報を取得する場合、個人情報保護法の遵守を前提として、GDPR及びEU域内各国の法律が適用されます。

なお、Pマーク審査は、日本国内法及びJISへの対応状況を確認するものであるため、GDPR及びEU域内各国の法律への対応状況については確認をしません。